

在宅療養における後方病床の評価

骨子【重点課題 1－3－(3)】

第 1 基本的な考え方

在宅医療を行うにあたり、緊急時における後方病床の確保が重要であることから、在宅療養後方支援病院を新設し評価を行う。

第 2 具体的な内容

1. 在宅療養を行う患者の後方受入を担当する在宅療養後方支援病院を新設し、当該医療機関が後方受入を行った場合の評価を行う。

現 行	改定案
【在宅患者緊急入院診療加算】（入院初日） 1 連携型在支診、在支病の場合 2,500点	【在宅患者緊急入院診療加算】（入院初日） 1 連携型在支診、在支病、 <u>在宅療養後方支援病院</u> の場合 2,500点

[算定要件]

- ① 当該病院を緊急時に入院を希望する病院としてあらかじめ当該病院に届け出ている患者（以下、入院希望患者という）に対して算定する。
- ② 500床以上の病院については15歳未満の人工呼吸を実施している患者若しくは15歳未満から引き続き人工呼吸を実施しており体重が20kg未満の患者又は神経難病の患者に限り算定することができる。

[施設基準]

在宅療養後方支援病院

- ① 200床以上の病院であること
- ② 入院希望患者について緊急時にいつでも対応し、必要があれば入院を受け入れること

- ③ 入院希望患者に対して在宅医療を提供している医療機関と連携し、3月に1回以上、診療情報の交換をしていること

2. 在宅療養後方支援病院について、在宅医療を担当する医師と共同で訪問診療等を行った場合の評価を行う。

(新)	<u>在宅患者共同診療料 1 往診の場合</u>	1,500 点
	<u>2 訪問診療(同一建物居住者以外)</u>	
		<u>1,000 点</u>
	<u>3 訪問診療(同一建物居住者)</u>	
	<u>イ 特定施設等に入居する者</u>	240 点
	<u>ロ イ以外の場合</u>	120 点

[算定要件]

- ① 在宅を担当している医療機関と共同で往診又は訪問診療を行う。
- ② 1～3までを合わせて、最初に算定を行った日から起算して1年間に2回までに限り算定する。ただし、15歳未満の人工呼吸患者若しくは15歳未満から引き続き人工呼吸を実施しており体重が20kg未満の患者又は神経難病の患者については最初に算定を行った日から起算して1年間に12回までに限り算定する。
- ③ 500床以上の病院については15歳未満の人工呼吸を実施している患者若しくは15歳未満から引き続き人工呼吸を実施しており体重が20kg未満の患者又は神経難病の患者に限り算定することができる。

[施設基準]

在宅療養後方支援病院であること。